

## 2004年1月号

- 国際出願の電子出願手続き  
スペイン特許商標庁が2004年1月15日から電子出願手続きを開始
- 2004年1月版の国際予備審査請求書  
国際予備審査請求書の提出に際しては、国際出願日に関係なく2004年1月版の国際予備審査請求書を使用してください
- パリ条約（ナミビア及びサウジアラビアが加入）
- 国際事務局による第三者への国際予備審査報告書の写しの提供  
PCT規則94.1(c)に基づき、国際事務局に第三者への国際予備審査請求書の写しの提供を請求した選択官庁
- 委任状提出要件の放棄  
PCT規則90.4(d)又は90.5(c)に基づき、別個の委任状提出要件又は包括委任状の写しの提出要件を放棄又は放棄していない旨を通知した官庁
- PCT規則66.1の2(b)の適用につき通知した国際予備審査機関（EPO）
- 国際事務局の就業日でない日
- PCT最新情報
  - ・CO：管轄国際調査及び予備審査機関；手数料
  - ・CU：管轄国際調査及び予備審査機関
  - ・ES：電子出願；管轄国際調査及び予備審査機関；手数料；微生物及び他の生物材料の寄託に関する指定（選択）官庁としての要件
  - ・MX：管轄国際調査及び予備審査機関
  - ・UA：官庁名；所在地；アドレス；電話及びファックス番号；e-mail及びインターネットアドレス
  - ・VC：一般情報（「出願人の手引き」用差し替えページ参照）
  - ・国際調査に関する調査手数料及びその他の手数料（巻末手数料表参照）
  - ・予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料（スペイン特許商標庁）
  - ・取扱手数料（韓国知的財産庁）
- PCT出版物  
PCTガゼット特別号（締約国、各国及び広域特許庁及び国際機関）
- インターネットPCT資料の最新／更新情報
  - ・PCT規則及び移行措置
  - ・PCT規則変更：パワーポイントプレゼンテーション
  - ・願書及び国際予備審査請求書
  - ・セミナー用資料（英語版の更新）
- EPOからのお知らせ
  - ・ヨーロッパ広域段階移行のための様式の変更
  - ・Euro-PCT出願（EPを指定するPCT出願）において、パリ条約加盟国以外のWTO/TRIPSメンバー国への出願を最先の基礎出願として優先権主張している場合
- プラクティカル・アドバイス
  - ・USの指定を取り下げるための署名要件
  - ・2004年1月1日以降に旧願書により国際出願した場合の影響
- 以下の情報の一覧  
PCTセミナーカレンダー、PCT手数料表、PCT締約国一覧  
2003年PCTニューズレター・インデックス

## 2004年2月号

- 電子出願が全ての出願人に利用可能に  
受理官庁としての国際事務局（RO/IB）は、2004年2月12日以降、あらゆる国際出願を電子形式で受理し処理することが可能になる旨を公表した。PCT-SAFEについて
- PCT 条約第 22 条（1）：不適合通知の取下げ（ノールウェー）  
2004年2月1日以降、ノールウェーへの国内移行期限は優先日から31ヶ月に
- 欧州特許条約（ポーランドの加入）  
2004年3月1日以降、ポーランドはEPCに拘束されることになる
- PCT 実施細則の改正  
実施細則の Annex F（Appendix I を含む）にさらなる修正が加えられた
- IB による第三者への IPER の写しの提供  
PCT 規則 94.1（c）に基づいて、選択官庁としてのオーストラリア及びノールウェーから国際事務局に通知された
- 委任状の放棄  
PCT 規則 90.4（d）及び 90.5（c）に基づく通知（別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件について放棄又は非放棄を通知した官庁）
- PCT 最新情報
  - ・ US ドルにて支払われる手数料（2004年4月1日以降の換算額）
  - ・ DE ：手数料についての訂正
  - ・ EP ： e メールアドレス；手数料についての訂正
  - ・ IB ：手数料についての訂正
  - ・ 調査手数料（ヨーロッパ特許庁及び韓国知的財産権庁における換算額の変更）
  - ・ 取扱手数料（ロシア特許庁及び米国特許商標庁における換算額の変更）
- インターネット PCT 資料の最新／更新情報
  - ・ 移行措置を含む PCT 規則の統合版（フランス語版が利用可能に）
  - ・ 願書及び国際予備審査請求書の様式（ロシア語版が利用可能に。英語、フランス語、ドイツ語及びスペイン語による記入例が利用可能に）
  - ・ 留保及び不適合に関する一覧表（英語、フランス語、ドイツ語及びスペイン語で更新）
- プラクティカル・アドバイス
  - ・ 指定の取下げ手続き
- 以下の情報の一覧
  - 電子出願の受付準備が整った受理官庁一覧、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表
  - PCT 締約国一覧

## 2004年3月号

- 10周年記念号  
この号は、1994年3月にPCTニューズレターが創刊されてから10周年となるものです。
- インターネットPCT資料の最新／更新情報
  - ・ PCT規則改正についてのビデオプレゼンテーション
  - ・ PCT様式：新たに「取り下げ通知」(PCT/IB/372)が利用できるようになりました。この様式は、編集可能なPDF形式のものであり、国際出願、指定、優先権の主張、予備審査請求又は選択の取り下げの際に利用できます。
  - ・ PCT国際調査及び国際予備審査ガイドライン：改訂版が確定しましたので間もなくPCTウェブサイトに掲載されます。また、3月25日発行のPCTガゼット特別号にも掲載されます。
  - ・ セミナー資料：ドイツ語によるセミナー資料が更新されました（日本語版の更新はもうしばらくお待ちください）。
- PCT電子ガゼットのプロトタイプが製品版になります  
明細書及び請求の範囲のフルテキスト検索機能等の新機能を搭載したPCT電子ガゼットが製品版として利用できるようになりました。
- PCT統計—2003年1月から12月までの統計  
2003年にWIPOは110,065件の国際出願を受理しましたが、これは前年比3.5%の減少です。日本からの国際出願は16,774件で世界第2位となりました。その他、IPC分野別の出願割合、出願件数ベストテン企業等の情報が掲載されています。
- 委任状提出要件の放棄  
PCT規則90.4(d)及び90.5(c)に基づく通知（別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件について放棄又は非放棄を通知した官庁）  
放棄：EP, PT 非放棄：AZ, GE, IE
- 工業所有権機構（ギリシャ）：2004年2月13日の休庁について
- PCT最新情報
  - ・ BZ：手数料（国内手数料の変更）
  - ・ IB：手数料（USDの換算額の変更）
  - ・ JP：手数料（2004年4月1日以降に出願される国際出願の国内手数料（出願手数料）変更）
  - ・ PT：代理人に関する要件
  - ・ SG：手数料（SGDの換算額の変更）
  - ・ 調査手数料（ヨーロッパ特許庁、韓国知的所有権庁、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許庁、米国特許商標庁）：換算額の変更。手数料表I(b)参照。
  - ・ 国際調査に関する手数料（欧州特許庁：減額条件の変更、韓国知的所有権庁：追加手数料の変更）
  - ・ 予備審査手数料及び国際予備審査に関する手数料（韓国知的所有権庁）：手数料の変更
- ヨーロッパ特許庁：調査及び審査の制限範囲の明確化（米国の居住者又は国民による国際出願に対する管轄制限の明確化）
- プラクティカル・アドバイス  
USの自動指定：出願人／発明者がPCT非締約国の居住者かつ国民である場合の影響について
- 以下の情報の一覧  
PCTセミナーカレンダー、PCT手数料表、PCT締約国一覧

## 2004年4月号

- パリ条約（アンドラの加入）

アンドラ（AD）が2004年3月2日に「工業所有権保護のためのパリ条約」への加入書を寄託し、当該条約の167番目の締約国となりました。アンドラは2004年6月2日からパリ条約に拘束されることとなります。
- ブダペスト条約（チュニジアの加入）

チュニジア（TN）が2004年2月23日に「特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」への加入書を寄託し、当該条約の59番目の締約国となりました。ブダペスト条約は、チュニジアに対して2004年5月23日から効力を生じます。
- PCT 出版物
  - ・ PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン  
2004年3月25日に発効した新たなガイドラインは、2004年1月1日以降に出願された国際出願に適用されます。この新しいガイドラインは、PCT ガゼットの特別号（No. S-02/2004, 2004年3月25日）として発行される他、PCT のウェブサイトでも利用可能です。
  - ・ PCT 出願人の手引（PCT Applicant's Guide）差し替え用紙  
2004年1月1日分の差し替え用紙が間もなく購読者に配布されます。
  - ・ PCT ニュースレター、日本語翻訳の第100号  
発明協会（JIII）発行の発明誌に掲載されている「WIPO PCT 便り」（PCT ニュースレターの日本語翻訳）が通算100号を迎えました。
- インターネット PCT 資料の最新／更新情報
  - ・ PCT に基づく規則（経過措置を含む）  
2004年1月1日に発効した PCT に基づく規則の日本語版が PCT 日本語ホームページで利用可能になりました。
  - ・ IP オフィスの閉庁日  
PCT 締約国の IP オフィスの閉庁日を PCT ウェブサイトで確認することができます。
- 国際事務局による国際予備審査報告の第三者への提供  
PCT 規則 94.1 (c) に基づく選択官庁からの通知（EG、SY）
- 委任状提出要件の放棄  
PCT 規則 90.4 (d) 及び 90.5 (c) に基づく通知（別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件について放棄又は非放棄を通知した官庁）  
放棄：GB、NL、TR 非放棄：MX
- PCT 最新情報
  - ・ CA : 手数料（国際出願手数料等の CAD 換算額の変更）
  - ・ HU : ブダペスト条約に基づく国際寄託機関（NCAIM）の住所変更
  - ・ KR : 手数料（優先権書類の送付請求手数料、国内手数料の変更）
  - ・ NZ : 手数料（国際出願手数料等の NZD 換算額の変更）
  - ・ 調査手数料（オーストラリア特許庁、EPO、スウェーデン特許庁、USPTO）：ZAR、EUR、NOK の換算額の変更
- PCT-SAFE 最新情報  
2004年4月1日に PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョンがリリースされました。詳細は PCT-SAFE のウェブサイトをご覧ください。
- アイルランドでの郵便業務の中断（2004年3月22日）
- 韓国知的所有権庁：2004年4月15日の閉庁
- プラクティカル・アドバイス  
US の自動指定：米国への国内移行を意図していない場合の「発明者のみ」の表示について

○ 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## 2004年5月号

- PCT 第 22 条 (1) : 不適合通知の取下げ  
ブラジル (2004 年 4 月 30 日発効)  
ブラジルによる不適合通知の取下げにより、PCT22 条 (1) に基づく 30 ヶ月の国内移行期限が適用されない加盟国の官庁の数は 8 となりました (英語版の第 2 頁に一覧があります)。
- 国際出願の電子出願手続  
受理官庁としての日本国特許庁 (JPO) が、2004 年 4 月 28 日から国際出願の電子出願受付を開始しました。JPO の電子出願に関する条件等のお知らせは、PCT Gazette No. 17/2004, Section IV に掲載されています。
- ハラレ議定書 (ナミビアの加入)  
ナミビアがアフリカ広域工業所有権機関 (ARIPO) により形成されるハラレ議定書への加入書を寄託し、2004 年 4 月 24 日から当該議定書に拘束されることになりました。
- パリ条約 (パキスタンの加入)  
パキスタン (PK) が工業所有権の保護に関するパリ条約への加入書を寄託し、2004 年 7 月 22 日から当該条約に拘束されることになりました。
- 世界貿易機関 (ネパールがメンバーに)  
ネパール (NP) が 2004 年 4 月 23 日に世界貿易機関 (WTO) のメンバーになりました。
- 欧州特許のクロアチアへの拡張  
2004 年 4 月 1 日以降、欧州特許のクロアチアへの拡張が可能になりました。
- PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン改訂版  
2004 年 1 月 1 日に発効した PCT 規則改正に対応したガイドラインが利用可能になったことは先月号にてお知らせしましたが、このガイドラインは国際調査及び予備審査に関する詳細な情報を提供するのみならず、PCT 出願を準備して提出するまでの情報を含めた手続の概要についても記載されていますので、是非ご利用ください。
- 国内移行期限  
各指定／選択官庁における国内移行期限についての一覧表の最新版が今月号 (英語版) に掲載されています。
- 委任状提出要件の放棄  
PCT 規則 90.4 (d) 及び 90.5 (c) に基づく通知 (別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件について放棄又は非放棄を通知した官庁)  
放棄 : MD
- アイルランドでの郵便業務中断の終了 (2004 年 3 月 22 日～4 月 30 日)

○ PCT 最新情報

- ・ ES : 手数料 (予備審査手数料の 75%減額について)
- ・ JP : 手数料 (文字コード形式で電子出願された場合の減額手数料)、微生物及びその他の生物材料の寄託機関
- ・ 調査手数料 (欧州特許庁、オーストラリア特許庁)  
: 欧州特許庁において国際調査がなされる場合の調査手数料の JPY 換算額が 2004 年 6 月 1 日から変更されます (英語版の手数料表 I (b) 参照)。

○ インターネット PCT 資料の最新／更新情報

- ・ PCT 規則改正についてのビデオ・プレゼンテーション  
英語によるビデオ・プレゼンテーションに加え、仏語、独語及び日本語によるプレゼンテーションが利用可能になりました。
- ・ 改正された PCT 規則  
独語版が利用可能になりました (日本語版は、日本語ウェブサイトにて既に利用可能です)。
- ・ PCT 年次報告 (2003 年)  
2003 年の PCT 年次報告が英語版に加えて日本語版でも利用可能です。
- ・ 国内／広域段階への移行期限一覧表  
2004 年 5 月 1 日現在のもものが英語版、仏語版にて利用可能です。

○ プラクティカル・アドバイス

全ての PCT 締約国の自動指定 : 当該締約国の国内段階への移行を意図していない場合、指定の取下げは必要か？

○ 以下の情報の一覧

国内／広域段階への移行期限、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## 2004年6月号

### ○ PCT 出願人ランキング (2003)

2003年に国際公開された107,729件の国際出願のうち、225の出願人が50件以上の出願をしました。今月号には、それらの出願人名(筆頭出願人のみ)と公開件数のリストが掲載されています。

### ○ PCT リフォーム

2004年5月3~7日、ジュネーブにて第6回PCTリフォーム・ワーキンググループが開催されました。ワーキンググループでは、「発明の単一性を満たさない場合の簡素化された異議申立手続」「配列リストの遅れた提出に対する遅延提出手数料」「2004年1月1日に発効したPCT規則改正についての修正」についての規則改正を2004年9月に開催されるPCT同盟総会に提案することが合意されました(2005年1月1日に発効予定)。また、その他、「優先権の回復」「明らかな誤記の訂正(明白な誤り)」「国際出願の欠落補充」「署名要件」「複数言語による国際公開」「国際調査の品質向上」「国内段階におけるある種の変更の単一の記録」「遺伝資源及び伝統的知識の特許出願における出所表示の宣言に関するスイス提案」について検討されましたが、これらは次回会合以降にさらに検討を続けることとされました。

### ○ 「PCT 出願人の手引」 購買者の方々へ

「PCT 出願人の手引」は年2回(1月と7月)に最新版の差し替えページを紙形式にて購買者の方々に発送していますが、本年に限り年1回(1月のみ)とさせていただきます。

### ○ PCT 最新情報

- ・ NI : 送付手数料の変更
- ・ UA : 電話及びファックス番号の変更
- ・ US : USPTO 所在地の表示変更
- ・ 調査手数料(欧州特許庁):  
2004年8月1日からEPOにおいて国際調査を行う場合の調査手数料の日本円換算額が変更されます(手数料表I(b)参照)。

### ○ インターネット PCT 資料の最新/更新情報

- ・ PCT 規則の変遷  
1970年6月19日から2004年1月1日までのPCT規則の変遷をまとめた「History of the PCT Regulations」(英語版)がPCTのウェブサイトで利用可能です。
- ・ PCT 年次報告(2003)  
フランス語版、ロシア語版が利用可能になりました(英語版、日本語版は既に利用可能です)。
- ・ セミナー資料  
セミナー資料のアップデート情報(日本語版もアップデートされたと記載されていますが、現在編集集中ですので、もう少しお待ちください)
- ・ 関係官庁の閉庁日

### ○ 国際出願の電子出願処理(韓国知的財産庁からのお知らせ)



○ RO/GB における PCT 様式の色変更

○ 願書及び予備審査請求書の様式について

願書及び予備審査請求書は、従前 6 ヶ月おきに改訂されていましたが、今後は必要な時にのみ改訂されます。

○ プラクティカル・アドバイス

委任状提出要件の放棄について；多くの官庁において委任状提出要件が放棄されましたが、取下げに関する通知には、全ての出願人が署名した委任状が必要になります。また、国際事務局は要件を放棄していませんので（ただし、RO/IB は放棄）、名称変更等の通知、19 条補正書の提出、優先権主張の補充又は追加などの手続をする際には、少なくとも「みなされた共通の代表者」が署名した委任状の提出が求められます。

○ 以下の情報の一覧

PCT 出願人ランキング、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## 2004年7月号

- カナダ知的財産権庁における国際調査及び予備審査機関としての業務開始  
カナダ知的財産権庁が2004年7月26日からISA及びIPEAとしての業務を開始します。
- 委任状提出要件の放棄  
英語版PCTニューズレターの8及び9ページに、PCT規則90.4(b)及び90.5(a)(ii)に基づく委任状提出要件を放棄した官庁／機関についての表が掲載されています。この表には、基本的に委任状提出要件を放棄したものの、委任状の提出を求める特別な場合についても掲載されています。また、この表はPCTウェブサイトにも掲載されています（日本語ウェブサイトからもリンクを張っています）。
- PCT規則90.4(d)及び90.5(d)に基づく通知（委任状提出要件）  
放棄：IL 非放棄：MK
- PCT最新情報
  - ・ IS：PCT第22条(3)及び第39条(1)(b)に基づく国内段階移行期限の変更（優先日から31ヶ月に変更）
  - ・ JP：手数料（2004年9月1日から、国際出願手数料、30頁を超える用紙毎の手数料；PCT-EASY及び電子出願による手数料の減額について日本円換算額が変更されます。手数料表I(a)及び脚注を参照）
  - ・ NZ：手数料（国際出願関係の手数料についてNZD換算額が変更されます）
  - ・ PT：手数料（送付手数料及び優先権書類手数料が変更されました）
  - ・ 調査手数料（オーストラリア特許庁、日本特許庁）  
2004年9月1日から、オーストラリア特許庁において国際調査をした場合のCHF及びEUR換算額が変更されます。また、日本特許庁において国際調査をした場合のCHF換算額も変更されます。手数料表I(b)を参照）
  - ・ 取扱手数料（日本特許庁）  
2004年9月1日から、国際予備審査機関としての日本特許庁における取扱手数料の日本円換算額が変更されます。手数料表IIを参照。
- PCT出版物
  - (1) PCT受理官庁ガイドライン  
2004年1月1日からの変更された「PCT受理官庁ガイドライン」がPCTガゼット特別号(No. S-03/2004(E)及び(F)、2004年6月17日)として発行されました。
  - (2) PCTに基づく実施細則  
2004年2月12日からの「PCTに基づく実施細則」の統合版がPCTガゼット特別号(No. S-04/2004(E)及び(F)、2004年7月1日)として発行されました。この実施細則はPCTウェブサイトにも掲載されています（日本語ウェブサイトからもリンクを張っています）。
  - (3) 締約国、国内／広域官庁及び国際機関についての一般情報  
締約国、国内／広域官庁及び国際機関についての一般情報の統合版がPCTガゼット特別号(No. S-05/2004(E)及び(F)、2004年7月8日)として発行されます。
  - (4) PCTガゼット・インデックス（2003）  
英仏二ヶ国語によるPCTガゼットのインデックス（2003）が2004年6月17日に発行されました。CD-ROMでのみ利用可能です。

- インターネット PCT 資料の最新／更新情報
  - ・ PCT 受理官庁ガイドライン、PCT に基づく実施細則、締約国、国内／広域官庁及び国際機関についての一般情報が掲載されました（上記参照）。
  - ・ PCT 法律文書インデックス（このインデックスは、条約、規則等の法律文書の関連条項を探すのに便利です。日本語ウェブサイトからもリンクを張っています）
  - ・ 委任状提出要件の放棄・一覧表（上記参照）
  
- 手数料請求書についての警告（リマインダー）

PCT 出願人及び代理人の方々から、WIPO 国際事務局以外の者から手数料を求める通知が届いているとの情報が寄せられています。それらの通知にて提供されている登録サービスは、WIPO 又は WIPO の公式出版物とは全く関係ありません。詳細は、日本語ウェブサイトの「警告」を参照してください。
  
- PCT 規則 49.6：不適合通知の取下げ  
シンガポールが、PCT 規則 49.6（国内移行期限を徒かした場合の権利の回復）についての国内法令不適合通知を取下げました（2004 年 7 月 1 日発効）。
  
- 国内段階に関する情報  
シンガポール知的財産権庁は、幾つかの様式（国内段階移行のための様式を含む）の提出について電子手続を採用しました（2004 年 7 月 1 日から）。
  
- プラクティカル・アドバイス  
19 条補正提出時の委任状提出要件について；多くの官庁において委任状提出要件が放棄されましたが、取下げに関する通知には、全ての出願人が署名した委任状が必要になります。また、国際事務局は要件を放棄していませんので（ただし、RO/IB は放棄）、19 条補正書の提出、名称変更等の通知、優先権主張の補充又は追加などの手続をする際には、以下の点に留意してください。
  - (1) 願書に「みなされた共通の代表者」が署名している場合で、19 条補正書に添付の書簡にも「みなされた共通の代表者」が署名している場合。
  - (2) 願書に「みなされた共通の代表者」が署名している場合で、19 条補正書に添付の書簡には代理人が署名している場合。
  - (3) 願書に代理人が署名している場合で、19 条補正書に添付の書簡には「みなされた共通の代表者」が署名している場合。
  - (4) 願書に代理人が署名している場合で、19 条補正書に添付の書簡にも代理人が署名している場合。(1)～(3)の場合には、委任状は必要ありませんが、(4)の場合には少なくとも「みなされた共通の代表者」の署名した委任状を提出する必要があります。
  
- 以下の情報の一覧  
委任状提出要件を放棄した官庁／機関の一覧表、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## 2004年8月号

- 30ヶ月の国内移行期限が全てのPCT締約国に適用可能に  
セルビア及びモンテネグロがPCT第22条(1)の不適合通知を取下げたため(2004年7月10日発効。2004年1月1日以降に国際出願されたものについて)、不適合通知を取下げていない官庁は7つとなりました。しかしながら、これら7つの締約国については、広域指定によりカバーされますので(AP又はEP)、PCT第22条(3)により31ヶ月以内に広域段階に移行することが可能です。
- 国際出願の電子出願受付処理  
イギリス特許庁が2004年8月9日より電子出願受付処理を開始します。
- PCTに関する月例統計指標報告  
PCT制度に関する統計指標報告がPCTのウェブサイトで利用可能になりました。国際出願の受付状況、受理官庁、国際調査及び予備審査機関及び国際事務局に関する統計情報をご覧いただける他、国別の出願動向、出願形態(紙又は電子出願)などを提供しています。
- 国際出願の電子出願受付処理のための技術標準の修正  
PCT実施細則附属書F及びその付録I(E-PCT標準のためのXML DTD)が修正されました。
- PCT最新情報
  - ・ BE : 微生物及びその他の生物材料の寄託機関の名称及び住所変更
  - ・ CA : カナダ特許庁(CPO)はカナダ知的所有権機関(CIPO)を管轄国際調査機関及び予備審査機関として特定しました。
  - ・ GB : 手数料(電子出願による手数料の減額)、微生物及びその他の生物材料の寄託機関の住所変更
  - ・ IT : 電話及びファックス番号の変更
  - ・ JP : 委任状提出要件の放棄条件に関して、「代理人の権限に疑義のある場合」には委任状の提出が求められることを明確化しました。また、国際調査のために受理する言語として英語が認められることを明確化しました。
  - ・ LV : 微生物及びその他の生物材料の寄託機関の住所変更
  - ・ MN : 受理官庁としてのモンゴル知的所有権庁は、英語で出願された国際出願についての管轄国際調査及び予備審査機関として韓国知的所有権庁を追加しました。
  - ・ PT : 国内手数料の変更
  - ・ UA : ウクライナ教育科学省国家知的所有権部(SDIP)の住所変更
- 調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料(カナダ知的所有権庁)
- 予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料(カナダ知的所有権庁)
- インターネットPCT資料の最新/更新情報
  - ・ PCTの規則改正についてのビデオプレゼンテーション(スペイン語版の追加)
  - ・ PCTに関する月例統計指標報告(上記参照)
  - ・ PCT実施細則の修正(上記参照)

○ PCT 実施細則（誤記訂正）

PCT/AI/2 及び PCT ガゼット特別号 No. S-04/2004（2004 年 7 月 1 日発行）に掲載されている PCT 実施細則の誤記の訂正

○ PCT 締約国における保護の種類

PCT に基づく国際出願において求めることのできる特定の種類の保護（特許以外）について、締約国別の最新情報を一覧にして英語版ニュースレター（9-12 頁）に掲載しています。

○ PCT、パリ条約及び世界貿易機関（WTO）の締約国／メンバー

PCT、パリ条約及び世界貿易機関（WTO）の締約国／メンバーの一覧を英語版ニュースレター（13-15 頁）に掲載しています。

○ 公報発行スケジュールの変更

2004 年 9 月 9 日（木）は WIPO の閉庁日にあたりますので、PCT ガゼット及び PCT パンフレットは翌 10 日（金）に発行されます。

○ プラクティカル・アドバイス

PCT-SAFE ソフトウェアを利用することにより、WIPO 国際事務局を受理官庁として国際出願を電子出願することができますが、この電子出願手続に慣れるために PCT-SAFE の「デモ・モード」を利用して国際出願の「ダミー」を電子出願することにより、電子出願の練習をすることができます。

○ 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー

PCT 締約国において利用可能な保護の種類の一覧表

PCT、パリ条約及び世界貿易機関（WTO）の締約国／メンバーの一覧表

PCT 手数料表

PCT 締約国一覧

## 2004年9月号

- PCT 規則 49.6 : 不適合通知の取下げ (セルビア及びモンテネグロ)  
セルビア及びモンテネグロが PCT 規則 49.6 (第 22 条に規定する行為 (国内又は広域段階への移行) を行わなかった場合の権利の回復) についての不適合通知を取り下げました (2004 年 7 月 10 日から発効)。
- ビデオ・カンファレンス設備を PCT 事務局に導入  
PCT 事務局では、ビデオ・カンファレンス設備の導入により、代理人、出願人、国内官庁等との対話をフェース・ツー・フェースで行えるようになりました。
- 国際出願の電子出願手続に関する技術標準の修正  
8 月号でお知らせした PCT 実施細則附属書 F 及びその付録 I の修正に加えて、SSL 認証についてのいくつかの修正がなされました (2005 年 1 月 1 日発効)。
- 委任状提出要件の放棄  
受理官庁としてのセルビア及びモンテネグロ知的所有権庁が PCT 規則 90.4(b) 及び 90.5(a)(ii) に基づく別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件を放棄しました。
- PCT 最新情報
  - ・ OA : 受理官庁としてのアフリカ知的所有権機関についての情報 (「PCT 出願人の手引」第 I 巻 B の附属書 C) が今月号の差込ページに含まれています。
  - ・ SK : 指定官庁 (又は選択官庁) としてのスロバキア工業所有権庁は、公用語以外の言語によって「特許性に関する国際予備報告 (第 I 章又は第 II 章)」が作成された場合に英語による翻訳文を要求します。なお、この翻訳文は国際事務局の責任において作成されます。
  - ・ TR : トルコ特許機関の所在地、あて名、電話番号及びファックス番号の変更。
  - ・ ZA : 国際出願手数料等の南アフリカランド (ZAR) 換算額の変更。
  - ・ 調査手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁)
  - ・ 取扱手数料 (カナダ知的所有権庁)
- ブダペスト条約  
ブダペスト条約締約国の一覧; 条約第 9 条(1)(a)に基づく受諾の宣言を提出した政府間工業所有権機関の一覧 (2004 年 9 月 1 日時点)
- インターネット PCT 資料の最新／更新情報
  - ・ PCT ガゼット・セクション IV: 検索可能な年単位のコレクションが利用可能になりました。
  - ・ 留保及び不適合に関する情報の一覧表 (英、仏、独、西の各言語によるアップデート)
- プラクティカル・アドバイス  
2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願については、従来 PCT パンフレットに添付されていた様式 PCT/IB/308 (指定官庁への国際出願の送達通知) は送付されません。その代わりに PCT パンフレットには新たに様式 PCT/IB/311 (公開又は再公開された国際出願の写しの送付に関する通知) が単にカバーシートとして添付されます。一方、様式 PCT/IB/308 は、以下の要領にて別途送付されます。

- ・ 最初の通知：優先日から 19 ヶ月経過後すみやかに、PCT 条約 22 条(1)に基づく 30 ヶ月の国内移行期限を適用していない指定官庁への国際出願の送達状況が様式 PCT/IB/308（最初の通知）にて通知されます。なお、将来的に全ての指定官庁において 30 ヶ月の国内移行期限が適用可能になった場合には、この最初の通知はなくなります。
- ・ 2 回目及び補足的な通知：優先日から 28 ヶ月経過後すみやかに、PCT 条約 22 条(1)に基づく 30 ヶ月の国内（広域）移行期限を適用している指定官庁への国際出願の送達状況が PCT/IB/308（2 回目及び補足的な通知）にて通知されます。

○ 以下の情報の一覧

- ・ PCT セミナーカレンダー
- ・ PCT 手数料表
- ・ PCT 締約国一覧

## 2004年10月号

- 前 WIPO 事務局長ボグシュ氏追悼  
1997 年まで 24 年間 WIPO 事務局長を務めたボグシュ氏が 2004 年 9 月 19 日に逝去されました。
  
- 第 33 回 PCT 同盟総会  
9 月 27 日から 10 月 5 日まで、ジュネーブにおいて第 33 回 PCT 同盟総会が開催され、以下のような議論がなされました。
  1. PCT 手数料  
WIPO より 2005 年 1 月 1 日から国際出願手数料を 12% 値上げする提案がなされましたが、今次総会では合意に至らず、追って開催される計画予算委員会にて詳細に審議されることになりました。
  2. PCT 規則改正
    - a) 発明の単一性を満たさない場合の簡素化された異議申立手続、b) 配列リストの遅れた提出に対する遅延提出手数料、c) 2004 年 1 月 1 日に発効した PCT 規則改正の修正、についての改正案が可決され、2005 年 4 月 1 日に発効することになりました。
  3. PCT リフォーム  
PCT リフォームの今後の作業計画が承認されました。
  4. PCT 情報システム（報告）  
PCT 関係書類の電子送達、電子出願、国際事務局における電子的処理等に関する進行状況が報告されました。
  5. PCT 及び特許の統計活動（報告）
  6. PCT 国際機関における品質管理システム（報告）
  
- PCT 締約国（サン・マリノの加入）  
2004 年 9 月 14 日にサン・マリノが PCT への加入書を寄託し、2004 年 12 月 14 日から同国は PCT に拘束されることとなります（国コード：SM）。
  
- 欧州特許条約（アイスランド及びリトアニアの加入）  
アイスランド及びリトアニアがそれぞれ 2004 年 8 月 31 日及び 2004 年 9 月 3 日に欧州特許条約（EPC）への加入書を寄託しました。アイスランドは、2004 年 11 月 1 日に、リトアニアは 2004 年 12 月 1 日に EPC に拘束されることとなります。両国の加入により、EPC 締約国の数は 30 になりました。
  
- PCT 国際機関会合（MIA 会合）  
2004 年 9 月 13 日から 15 日まで、ジュネーブにおいて第 10 回 PCT 国際機関会合が開催され、拡張された国際調査及び予備審査制度（EISPE 制度）、品質管理体制、最小限資料等について議論されました。
  
- PCT 最新情報
  - ・ CY : キプロス企業及び管財人登録部の E メールアドレス及びインターネットアドレスが変更されました。
  - ・ ID : 知的所有権長官庁（インドネシア）が新たに韓国知的所有権庁を管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関として特定しました。



- ・ LT : リトアニア特許庁の所在地及びメーリングアドレスが変更されました。
- ・ LV : ラトビア特許庁が国際手数料及び PCT-EASY 利用による減額手数料の支払通貨を変更しました。
- ・ MD : 工業所有権保護国家局 (モルドバ共和国) の電話番号及びファックス番号が変更されました。
- ・ PH : 指定 (選択) 官庁としての知的所有権庁 (フィリピン) に支払うべき国内手数料が変更されました (2004 年 3 月 16 日より)。
- ・ US : 米国特許商標庁の「Office of PCT Legal Administration」が転居し、ヘルプデスク等のファックス番号が変更されました。また、指定 (選択) 官庁としての米国特許商標庁に支払うべき国内手数料が変更されました (2004 年 10 月 1 日より)。
- ・ 締約国リスト (新たに加入したサン・マリノを含めた締約国リストの暫定版)

#### ○ PCT-SAFE

PCT-SAFE クライアントの最新版 (2004 年 9 月 20 日付) が PCT-SAFE のウェブサイトからダウンロードできます。この最新版には、カナダ知的所有権庁を国際調査機関として選択するための修正等が含まれています。

#### ○ インターネット PCT 資料の最新/更新情報

- ・ PCT 手数料について 75%減額を受けることができる締約国のリストが更新されました。
- ・ ドイツ語版 PCT 規則 (修正)
- ・ 米国における郵便業務の中断 (ハリケーンの影響)

#### ○ プラクティカル・アドバイス (第 I 章に基づく見解書に対する応答)

国際調査機関の見解書に対して、出願人は国際予備審査を請求しない限り審査官との対話の機会はありませんが、非公式にコメントを提出することができます。この非公式なコメントの提出に際しての注意事項は以下のとおりです。

- ・ 国際事務局に直接提出すること
- ・ 提出書類に「非公式なコメント」と明示すること
- ・ 19 条補正書の提出とは別の機会に提出可能。同時に提出する場合には、19 条補正書とは別の書類で提出すること (19 条補正書は国際公開されるが非公式のコメントは公開されない)
- ・ 国際事務局は受理通知を送付する
- ・ 優先日から 28 ヶ月以内に提出することを推奨
- ・ 国際予備審査が請求された場合には指定官庁に送付されない
- ・ 優先日から 30 ヶ月を経過した後、国際事務局にて公にされる (閲覧の対象になる)
- ・ コメントを参酌するか否かは指定官庁の裁量による
- ・ 指定官庁はコメントの翻訳を要求できる

#### ○ 以下の情報の一覧

- ・ PCT セミナーカレンダー
- ・ PCT 手数料表
- ・ PCT 締約国一覧

## 2004年11月号

### ○ PCT規則51の2.1(e)：不適合通知の取下げ（デンマーク）

デンマーク特許商標庁がPCT規則51の2.1(e)に関する国内法令との不適合通知を取り下げ、2004年10月13日以降、当該規定が適用されることを国際事務局に通知しました。つまり、当該日以降、デンマーク特許商標庁は、優先権主張の有効性とその発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に関連する場合に限り、優先権書類の翻訳を求めることとなります。

### ○ 欧州特許の拡張（セルビア及びモンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ）

欧州特許庁とセルビア及びモンテネグロ並びにボスニア・ヘルツェゴヴィナは拡張協定を締結しました。セルビア及びモンテネグロについては2004年11月1日以降、ボスニア・ヘルツェゴヴィナについては2004年12月1日以降に出願した国際出願に関して、欧州特許の拡張が可能になります。

### ○ 世界貿易機関（カンボディアがメンバーに）

2004年10月13日、カンボディアがWTOのメンバーになりました。カンボディアはパリ条約の締約国ですがPCTの締約国ではありません。WTOのメンバー数は148になりました。

### ○ 願書及び予備審査請求書について

願書と予備審査請求書は、かつて年2回のペースでリバイスされていましたが、今後は必要な場合にのみリバイスされます。次のリバイスは、今年のPCT同盟総会で採択されたPCT規則改正の発効日となる2005年4月のタイミングで行われる予定です。

### ○ インターネット上のPCT資料の最新／更新情報

- ・ PCT様式のスペイン語版が利用可能になりました。
- ・ 2004年1月1日発効の「国際調査及び予備審査ガイドライン」のスペイン語版が利用可能になりました。
- ・ 2003年PCT年次報告の中国語版及びスペイン語版が利用可能になりました（英語版、仏語版、日本語版及びロシア語版は既に提供されています）。

### ○ PCT出版物

「特許協力条約」及び「PCT規則」（2004年1月1日発効）のスペイン語版及び中国語版が発行されました。WIPO電子ブックショップ等から注文可能です。また、PCTウェブサイトでもPDF形式にて提供しています。

### ○ PCT最新情報

- ・ AZ：国家標準化・度量衡及び特許局（アゼルバイジャン）の電話番号及びファックス番号が変更されました。
- ・ EG：「PCT出願人の手引」における、エジプトの締約国に関する情報（I/A巻付属書B1(EG))、及び、受理官庁としてのエジプト特許庁の情報（I/B巻付属書C(EG))についての仮シートが本号に綴じ込まれています。
- ・ SK：工業所有権庁（スロバキア）において手数料の変更がありました（受理官庁としての送付手数料、及び、指定官庁としての出願手数料）。
- ・ TZ：「PCT出願人の手引」における、指定官庁としての通商産業省（タンザニア連合共

和国)の国内段階に入るための要件の概要(Ⅱ/D巻、国内編、概要(TZ))についての仮シートが本号に綴じ込まれています。

- ・ ZA : 受理官庁としての企業知的所有権登録庁(南アフリカ)は、2004年12月1日以降、国際出願手数料等の南アフリカランドへの換算額を変更します。
- ・ 調査手数料(オーストラリア特許庁)  
オーストラリア特許庁は、2005年1月1日以降、同庁において国際調査が行われた場合のニュージーランドドルへの換算額を変更します。
- ・ 国際調査及び国際予備審査に関する手数料(スウェーデン特許庁)  
スウェーデン特許庁は、2005年1月1日以降、国際調査報告・国際予備審査報告に示された文献の写し請求の手数料を変更します。
- ・ 配列表部分を電子媒体に記録した国際出願を受理する準備の整った受理官庁  
受理官庁としての欧州特許庁は、配列表部分及び/又はそれに関するテーブルを電子媒体に記録した国際出願を受理する準備が整ったことを国際事務局に通知しました。

#### ○ 年末における国際事務局の公開スケジュール及び休業日

#### ○ プラクティカル・アドバイス

(国際出願における指定国の確認方法; 広域特許のためにのみ指定される締約国)

2004年1月1日から使用されている新しい願書には「この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願日に拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる」と記載されていますが、自動的に指定される締約国を事前に確認するためには、以下に示す最新版のPCT締約国リストを参照してください。

- ・ PCT ニュースレターの最終ページ
- ・ インターネット上の「PCT 出願人の手引」付属書 A  
[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexa/ax\\_a.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexa/ax_a.pdf)
- ・ PCT ウェブサイトのリスト  
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/pdf/m-pct.pdf> 又は  
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/m-pct.doc>

なお、国際出願が国際事務局に送付されると、国際事務局は様式PCT/IB/301(記録原本の受理通知)を通知しますが、この様式中に自動的に指定された締約国が記入されていますので、当該国際出願における指定国を確認することができます。

また、広域特許については、ARIPO 特許、ユーラシア特許、欧州特許、OAPI 特許の4つを取得することが可能ですが、国内ルートを開じていない国については、国内特許と広域特許の両方を取得することが可能です。本号には、広域特許を取得可能な締約国について、次のような分類にしたがって整理した一覧表を掲載しています。

- ・ 広域特許のみ取得可能な締約国
- ・ 国内特許に加えて、又はその代わりに、広域特許を取得可能な締約国
- ・ EPの指定国には含まれていないものの、欧州特許の拡張が可能な締約国

#### ○ 以下の情報の一覧

- ・ PCT を経由して広域特許を取得可能な PCT 締約国
- ・ PCT セミナーカレンダー
- ・ PCT 手数料表
- ・ PCT 締約国一覧

## 2004年12月号

### ○ 委任状提出要件の放棄

国際事務局（IB）は、2005年1月1日からPCT規則90.4(b)に定める別個の委任状を提出する要件を放棄することになりました（詳細については、プラクティカル・アドバイスの欄をご参照ください）。なお、受理官庁としての国際事務局は、別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件を既に放棄しています。

### ○ PCT条約22条(1)：不適合通知の取下げ（フィンランド）

フィンランド特許登録国内委員会がPCT条約22条(1)に関する国内法令との不適合通知を取り下げ、2005年1月1日以降、31ヶ月の国内段階移行期限が適用されることを国際事務局に通知しました。

### ○ PCT規則51の2.1(e)：不適合通知の取下げ（イギリス）

イギリス特許庁がPCT規則51の2.1(e)に関する国内法令との不適合通知を取り下げ、2005年1月1日以降、当該規定が適用されることを国際事務局に通知しました。

つまり、イギリス特許庁は、当該日以降、優先権主張の有効性がその発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に関連する場合に限り、優先権書類の翻訳を求めることになります。

### ○ PCTニューズレター（紙形式）購読について

### ○ PCT出版物

- ・ 紙形式の「PCT出願人の手引」の次回アップデートは、2005年1月ではなく2005年4月の予定です（新たに発効するPCT規則改正を反映させるため）。
- ・ 「締約国、国内及び広域官庁、及び国際機関の一般情報」は、例年1月と7月に特別号として発行されますが、今回は2005年4月に発行される予定です（新たに発効するPCT規則改正を反映させるため）。

### ○ USPTOにおける国内手数料改正

### ○ PCT最新情報

- ・ AT：オーストリア特許庁におけるE-mailアドレスの追加。
- ・ AU：オーストラリアにおける国際公開後の仮保護に関する規定の変更。微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件の変更。
- ・ GB：イギリス特許庁における登録特許代理人リストの入手先に関するファックス番号の追加。管轄受理官庁の条件変更。イギリス特許庁（国内官庁）に発明者の名前とあて名を特定すべき期限の変更（優先日より32ヶ月→33ヶ月）。微生物及びその他の生物材料の寄託機関のあて名等の変更。国内手数料及びその納付期限の変更。国内官庁の特別の要件の変更（書類の提出期限、優先権書類等の提出が求められる条件）。
- ・ HU：ハンガリー特許庁の電話番号、ファックス番号及びE-mailアドレスの変更。
- ・ IS：アイスランド特許庁（国内官庁）の特別の要件の変更（出願人が発明者でない場合の資格に関して）
- ・ JP：優先権主張の基礎にされた先の国内出願に関する特別の規定の修正（みなし取下げの起算日を「優先日」から「先の出願の出願日」に修正）。
- ・ NZ：国際出願手数料等のニュージーランド・ドルへの換算額の変更（2005年1月1日以降）。

- ・ SG : シンガポール知的所有権庁のインターネットアドレスの追加。国際公開後の仮保護に関する規定におけるリファレンスの変更。国内官庁の特別の要件の変更（優先権書類の翻訳文に関して）。
- ・ SI : 受理官庁としてのスロベニア知的所有権庁に支払うべき手数料（優先権書類）の変更。
- ・ YU : 知的所有権庁（セルビア・モンテネグロ）に追加手数料を支払うことにより延長可能な国内移行期限（30 ヶ月）の長さを 1 ヶ月から 30 日に変更。
- ・ 調査手数料
  - カナダ知的所有権庁による調査手数料の US ドル換算額の変更（2005 年 1 月 15 日から）。
  - 米国特許商標庁による調査手数料のスイス・フラン換算額の変更（2005 年 1 月 15 日から）及びニュージーランド・ドル換算額の変更（2005 年 2 月 1 日から）。中国知的所有権庁及びロシア特許庁による調査手数料のスイス・フラン及びユーロ換算額の変更（2005 年 2 月 1 日から）。
- ・ 国際調査及び国際予備審査に関する手数料（オーストリア特許庁）
  - 国際調査報告に引用された文献の写し、国際予備審査報告に引用された文献の写し、及び国際出願のファイルに含まれる文献の写しの請求数料の変更。

○ 欧州特許の拡張

クロアチアに関してニューズレター 2004 年 5 月号の修正。セルビア・モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナに関する詳細情報。

○ 国際事務局の閉庁日（年末年始）

○ 優先権書類の電子形式による送付

国際事務局では、優先権書類を電子形式で受理・処理・送達する準備が整いました。

○ 国際出願の電子出願処理に関する技術標準

PCT 実施細則・付属書 F の付録 I の最新版（2005 年 1 月 1 日発効）が PCT ウェブサイトに間もなく掲載されます。

○ PCT-SAFE アップデート

PCT-SAFE クライアントの新しいバージョンがリリースされました。PCT-SAFE のウェブサイトからダウンロードすることができます。

○ 受理官庁としてのドイツ特許商標庁における様式の色調変更

○ プラクティカル・アドバイス

国際事務局（IB）は、2005 年 1 月 1 日から PCT 規則 90.4(b)に定める別個の委任状を提出する要件を放棄することになりました（ただし、国際出願日が 2004 年 1 月 1 日以降のものについてのみ）。したがって、例えば以下の書類の国際事務局への提出に際しては、委任状を提出する必要はなくなります。

- ・ 19 条補正書
- ・ 優先権主張の補充申請書
- ・ 見解書に対する非公式のコメント
- ・ 記録の変更届（新しい代理人により署名された代理人変更届を除く）

しかしながら、以下の場合には依然として委任状が必要とされます。

- ・ PCT 規則 90 の 2 に規定される取下げの通知---当該通知には、全ての出願人の署名、又は、全ての出願人が署名した委任状により選任された代理人又は共通の代表者の署名が

必要。

- ・ 出願時に願書に記載されていない代理人又は共通の代表者を選任する場合、又はそれらの者により書類を提出する場合。
- ・ 受理官庁が要件を放棄していない場合であって、当該受理官庁に記録の変更届や優先権主張の補充申請書を提出する場合。

○ 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧